

福県医発第2082号(保)

平成17年 2月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



三輪町、夜須町合併に伴う国民健康保険被保険者証等（老人医療証、乳・障・母医療証、減額認定証等）及びレセプトの取扱いについて

平成17年3月22日に三輪町・夜須町が合併し「筑前町」となり、国民健康保険及び老人保健制度等における負担者番号を合併期日付けで改定し、下記のとおり取り扱う旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 合併後の国民健康保険被保険者証等（老人医療証、乳・障・母医療証、減額認定証等）
 - 1) 保険者名及び発行機関が「筑前町」となり、記号番号や受給者番号が変わります。
 - 2) 筑前町の国民健康保険被保険者証等は、平成17年3月下旬に郵送します。（新証への切り替えは4月1日付けで行います。）
 - 3) 旧町（三輪町、夜須町）発行の国民健康保険被保険者証等は平成17年3月31日までは使用できます。
 - 4) 合併日以降3月31日までの間、再交付を受ける方や住所異動される方等については、筑前町国民健康保険被保険者証等を交付します。
2. レセプト
 - 1) 被保険者、受給者が旧国民健康保険被保険者証等で受診した場合は、旧記号番号等で、新国民健康保険被保険者証等で受診した場合は新記号番号等でレセプトを提出して下さい。
 - 2) 被保険者、受給者が新国民健康保険被保険者証等と旧国民健康保険被保険者証等を窓口に提示された場合は、新証の記号番号等でレセプトを提出して下さい。疑義が生じた場合は、筑前町役場又は総合支所にお問い合わせ下さい。



3) 月の途中で旧から新の国民健康保険被保険者証等に切り替わった場合は、新証の記号番号等でレセプトを提出下さい。

3. その他

合併日以降は、役場又は総合支所で手続きや申請等ができます。

※問い合わせ先

筑前町総合窓口課 国保・医療係 Tel0946-42-3111

筑前町総合支所総務課 保険・医療係 Tel0946-22-2770



三密国第 378 号

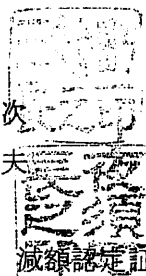
16夜保険第339号

平成17年2月16日

各医療機関殿

朝倉郡三輪町長 手 柴 豊 次

朝倉郡夜須町長 山 内 秋 夫



三輪町、夜須町合併に伴う国民健康保険被保険者証等（老人医療証、乳・障・母医療証、減額認定証等）及びレセプトの取り扱いについて

日頃から国民健康保険及び老人保険制度等の実施につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年3月22日に三輪町・夜須町が合併し「筑前町」となり、本制度における負担者番号を合併期日付けで改定することといたしました。

つきましては、合併日以降の国民健康保険被保険者証等の取り扱いについて、下記のとおりとしたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 合併後の国民健康保険被保険者証等（老人医療証、乳・障・母医療証、減額認定証等）

- 保険者名及び発行機関が「筑前町」となり、記号番号や受給者番号が変わります。
- 筑前町の国民健康保険被保険者証等は、平成17年3月下旬に郵送します。
（新証への切替えは4月1日付けで行います。）
- 旧町（三輪町、夜須町）発行の国民健康保険被保険者証等は17年3月31日までは使用できます。
- 合併日以降3月31日までの間、再交付を受ける方や住所異動される方等については、筑前町国民健康保険被保険者証等を交付します。

2. レセプト

- 被保険者、受給者が旧国民健康保険被保険者証等で受診した場合は、旧記号番号等で、新国民健康保険被保険者証等で受診した場合は新記号番号等でレセプトを提出してください。
- 被保険者、受給者が新国民健康保険被保険者証等と旧国民健康保険被保険者証等を窓口に提示された場合は、新証の記号番号等でレセプトを提出してください。
疑義が生じた場合は、筑前町役場又は総合支所に問い合わせください。
- 月の途中で旧から新の国民健康保険被保険者証等に切り替わった場合は、新証の記号番号等でレセプトを提出してください。

3. その他

- 合併日以降は、役場又は総合支所で手続きや申請等ができます。

☆お問い合わせ先☆

筑前町総合窓口課 国保・医療係 0946-42-3111

筑前町総合支所総務課 保険・医療係 0946-22-2770

